

★★★「かいてき便り」を事業者内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！★★★

INDEX

○報酬算定・運営基準

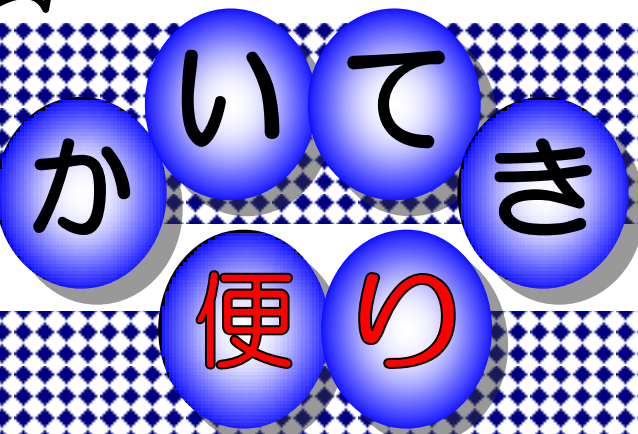
- 「居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算に係る届出書の提出について(平成27年度後期分)～今期から要件が変更になります」
- 「地域密着型通所介護事業所への移行に伴う加算届の提出について(介護職員処遇改善加算を除く)」
- 「平成28年度指定通所介護・指定通所リハビリテーション事業所における事業所規模による区分について」
- 「福祉用具専門相談員の資格要件に係る経過措置の終了について」

○お知らせ

- 「平成28年4月1日に、事業所の利用定員が19名未満の通所介護は、「地域密着型通所介護」に移行します。定員の考え方を御確認ください。」
- 「高齢者を狙った悪質商法が後を絶ちません。見守りの方々のお力を貸してください！」
- 「H28年度訪問看護にかかる補助金の意向調査及び説明会の実施」

○注意

- 「インフルエンザの予防及びまん延防止対策の徹底について」



平成28年 3月1日発行 第140号

報酬算定・運営基準

○ 居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算に係る届出書の提出について (平成27年度後期分)～今期から要件が変更になります～

居宅介護支援事業所では、居宅サービス計画書に位置付けた訪問介護等のサービスについて、「特定事業所集中減算に係る届出書」を半年ごとに作成することになっています。

この届出は、いずれかのサービス種別について紹介率最高法人の割合が80%を超えた場合は、減算の有無や正当な理由の有無にかかわらず、必ず東京都(※)に提出する必要があります。平成27年度後期分(平成27年9月1日から平成28年2月29日まで)の提出期間は3月1日から3月15日までになります。

※ 中核市への移行により、八王子市内に所在する居宅介護支援事業者は八王子市役所へご提出いただくことになります。詳しくは、八王子市役所へお問合せください。

また、特定事業所集中減算の適用状況について、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(加算届)」の提出も必要となる場合があります。以下の①か②に該当する場合は、「特定事業所集中減算に係る届出書」に加えて、「加算届」も一緒にご提出ください。

- ① 平成27年度前期は減算に該当していなかったが、平成27年度後期から減算に該当する
- ② 平成27年度前期は減算に該当していたが、平成27年度後期から減算に該当しなくなる

<提出先> 〒163-8001 (住所不要) 東京都 福祉保健局 高齢社会対策部 介護保険課 介護事業者係

平成27年度介護報酬改定により、居宅介護支援における特定事業所集中減算について、今回の判定期間から適用要件が変更されているため、提出書類の様式や「正当な理由」の判断基準も変更となりました。変更後の提出書類の様式や「正当な理由」の判断基準、Q&Aを以下のホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】

→東京都介護サービス情報>業務管理体制に係る届出・老人福祉法の届出等>特定事業所集中減算(平成27年度後期分以降) のページです。

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/gyoumutodoke/27_gensan.html)

【お問合せ先】介護保険課介護事業者係 TEL03-5320-4593

○ 地域密着型通所介護事業所への移行に伴う加算届の提出について（介護職員処遇改善加算を除く）

平成28年4月1日に地域密着型通所介護事業所に移行する事業者における、平成28年4月1日適用の加算届の取扱いは以下のとおりです。

○平成28年4月1日適用で従来の届出内容を変更しない場合
改めての加算届の提出は不要です。

○平成28年4月1日適用で従来の届出内容を変更する場合

- 平成28年3月15日（火曜日）【期限必着】までに、各区市町村（事業所の所在地ではないが、その事業所を利用している被保険者がいる区市町村も含む。）へ加算届を提出することによって、平成28年4月から変更後の内容での算定が可能になります。
- 上記期限を過ぎて提出された場合（書類の不備・不足等で期限までに受理できない場合を含む）は、平成28年5月1日以降の適用となりますので、十分にご注意ください。
- 既に指定通所介護事業所として届け出ている加算を取り下げる場合は、平成28年3月31日までの提出分（到着分）までは東京都へ、平成28年4月1日以降の提出分は各区市町村（事業所の所在地ではないが、その事業所を利用している被保険者がいる区市町村も含む。）へ届出をしてください。

【お問合せ先】介護保険課介護事業者係 TEL03-5320-4593

○ 平成28年度指定通所介護・指定通所リハビリテーション事業所における事業所規模による区分について

指定通所介護・指定通所リハビリテーション事業所における事業所規模による区分については、前年度の実績に基づき決定されます（平成12年老企第36号参照）。

については、平成28年度も引き続き事業を実施する全ての事業所は、平成27年度（4月から2月まで）の1月当たりの平均利用延人員数を計算し、平成28年度に算定する通所介護費・通所リハビリテーション費の規模区分を必ず確認してください。

また、平成27年度（4月から2月まで）の実績が6月に満たない事業所または、平成28年4月1日に定員を25%以上変更する事業所は、事業所の利用定員の90%に予定される1月当たりの平均営業日数を乗じて得た数を平均利用延人員数として用いて確認してください。

なお、指定通所介護事業所については【（通所介護事業所関係）平成28年度の注意点】を参照のうえ、ご確認ください。

計算の結果、現在の規模区分から変更になる場合のみ必要書類をご提出ください。
（※規模区分に変更がない場合は、提出は不要です。）

受付期間 平成28年3月1日から3月15日（火曜日）まで【期限必着】

計算方法や必要書類等の案内は2月中旬以降、下部 URL からダウンロードできます

【(通所介護事業所関係) 平成28年度の注意点】

○「小規模型」の区分が廃止されます。

「小規模型」の区分が廃止され、「通常規模型※1」、「大規模型（Ⅰ）」及び「大規模型（Ⅱ）」のみとなります。これに伴い、平成27年度に「小規模型」で区分されていた事業所が「通常規模型」に移行する場合は書類の提出の必要はありません。※2

※1 前年度1月当たり平均利用延人数750人以内の事業所は、地域密着型通所介護に移行する事業所を除き、すべて「通常規模型」となります。

※2 ただし、各事業所において計算結果を確認しておいてください。

○平成28年4月1日に、事業所の利用定員が19名未満の通所介護事業所は「地域密着型通所介護事業所」に移行するため、「地域密着型通所介護費」の報酬が適用されます。

平成28年4月1日に地域密着型通所介護事業所に移行する場合は書類を提出する必要はありません。

★(参考) 通所介護の介護報酬見直し案(平成28年4月1日施行(予定))

・通所介護

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/7_tuukai/tusho_minashi_files/2804tusho_yotei.pdf

・地域密着型通所介護

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/7_tuukai/tusho_minashi_files/2804tikimittiyakutusho_yotei.pdf

◆「通所介護」及び「通所リハビリテーション(老人保健施設除く)」

【計算方法・必要書類等掲載先】

東京都福祉保健局ホームページ>東京都介護サービス情報

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/index.html)

【提出及びお問い合わせ先】

〒163-0718 新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル18階

公益財団法人 東京都福祉保健財団事業者支援部事業者指定室 TEL03-3344-8517

◆通所リハビリテーション(老人保健施設みなし指定)

【計算方法・必要書類等掲載先】

東京都福祉保健局ホームページ>分野別>高齢者>高齢者施設>介護老人保健施設

(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/shisetu/rouken/index.html>)

【提出先及びお問い合わせ先】

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎24階

東京都福祉保健局高齢社会対策部施設支援課施設運営係 TEL03-5320-4264

○ 福祉用具専門相談員の資格要件に係る経過措置の終了について

「介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令」（平成26年政令第397号）により、平成27年4月1日から福祉用具専門相談員となるための要件から、養成研修修了者（介護職員基礎研修課程・1級課程・2級課程の修了者、介護職員初任者研修課程の修了者）が除かれています。

これについて、平成27年4月1日の施行の際に現に養成研修修了者であった者については、従前の例によらず経過措置が適用されていましたが、平成28年3月31日をもって、経過措置の期間が終了いたします。

【参照】

■介護保険最新情報 vol. 402 …介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布について

■介護保険最新情報 vol. 406 …「福祉用具専門相談員について」の一部改正について

【東京都福祉保健局ホームページ】⇒高齢者>介護保険>東京都介護サービス情報
>介護保険についてのお知らせ>介護保険最新情報（厚生労働省からの通知）>介護保険最新情報（過去分 vol. 385～430）

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/info/saishin/saishinkako385_430.html)

お知らせ

○ 平成28年4月1日に、事業所の利用定員が19名未満の通所介護は、「地域密着型通所介護」に移行します。定員の考え方等を御確認ください。

平成28年4月1日に、指定通所介護事業所のうち、「事業所の利用定員」が19名未満の事業所については、「地域密着型通所介護」に移行します。

「指定通所介護事業所の利用定員」とは、事業所において同時に「指定通所介護」の提供を受けることができる利用者の数の上限をいいます。

対象となる事業所の定員の考え方地域密着型サービスの取扱いについて、以下のホームページに掲載しておりますので、御確認ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】⇒高齢者>介護保険>東京都介護サービス情報

>指定後の届出・手続き・通知等>7 通所介護・介護予防通所介護

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/7_tuukai.html)

【お問合せ先】介護保険課介護事業者係 TEL03-5320-4593

○ **高齢者を狙った悪質商法が後を絶ちません。
見守りの方々のお力を貸してください！**

無料

「高齢者見守り人材向け出前講座」受講者 募集中！！

年々、高齢者の消費者被害が深刻化しています。高齢者を悪質商法の被害から守るため、**高齢者を見守る方々のお力が必要です。**

そこで、都では地域の高齢者見守りネットワークのメンバー、ケアマネジャー、ホームヘルパー、民生・児童委員などの方々を対象に、出前講座を開催しています。講座では、消費生活問題に詳しい相談員などが、高齢者を狙う悪質商法の手口や被害発見のポイント、被害発見時の対応などについて、詳しくご説明します。

講師派遣期間	平成27年4月1日（水曜日）から平成28年3月31日（木曜日）まで （土日祝日も実施）
講義時間	原則 午前10時から午後8時までの間で、1～2時間程度 （この時間帯以外をご希望の場合はご相談ください。）
講師派遣場所	都内のご希望の場所
費用	無料
申込条件	原則10人以上 都内の介護事業者、福祉団体、医療機関、配送事業者、地域の高齢者見守りネットワークの関係者、区市町村等
申込受付期限	平成28年3月7日（月曜日）まで 【先着300回】
申込方法	都・区市町村の消費生活センター窓口または、ホームページ「東京くらしWEB」からダウンロードにより申し込み用紙を入手し、必要事項記入の上、3週間前までに下記へFAXしてください。

【東京都生活文化局ホームページ】⇒東京くらしWEB>学びたい>高齢者見守り人材向け出前講座
(http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitai/de_koza/kourei.html)

【お申込み・お問合せ先】（公社）全国消費生活相談員協会事務局

FAX 03-5614-0743<FAXのみの受付>

TEL 03-5614-0635（月～金曜日午前9時30分～午後5時<祝日・年末年始除く>）

○ H28年度訪問看護にかかる補助金の意向調査及び説明会の実施

東京都では、地域包括ケアの推進を図るため、在宅療養の中心的な役割を担う訪問看護ステーションへさまざまな支援を行っており、平成28年度も補助金事業や研修事業などを実施する予定です。

つきましては、都内の全訪問看護ステーションを対象に「意向調査」を行いますので、ご協力をお願い致します。また、平成28年度の実施に先立ち、下記のとおり補助金説明会を実施しますので、説明会の参加意向も同「意向調査票」にてご回答ください。

【説明会日時】 平成28年3月25日（金曜日） 午後2時開始予定

【説明会会場】 東京都庁第二本庁舎1階 二庁ホール

【回答期限】 平成28年3月18日（金曜日）

【回答方法】 ステーションへ送付します「意向調査票」に記載のうえ、下記番号宛FAXください。
（下記ホームページからもダウンロードできます。）

※詳細は、後日郵送いたします案内をご確認下さい。

【その他】 当日の資料は、後日ホームページに掲載します。

【ホームページ】 東京都福祉保健局ホームページ＞高齢者＞介護保険＞訪問看護推進総合事業
(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/houkan/index.html>)

【お問合せ先】 介護保険課 訪問看護推進担当 TEL：03-5320-4267 FAX：03-5388-1425

注意

○ インフルエンザの予防及びまん延防止対策の徹底について

東京都では、インフルエンザの流行について一層の注意喚起のため、平成28年2月12日付けで、下記のとおり報道発表を行いました。各介護サービス事業所及び施設におかれましては、本件につきまして職員及び利用者等に対しご周知いただき、インフルエンザの予防及びまん延防止対策を十分に実施していただくようお願いいたします。

また、東京都感染症情報センターのホームページでは、インフルエンザの発生状況など、最新のインフルエンザ情報をまとめていますのでご活用ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】（平成28年2月12日付報道資料）

⇒高齢者＞介護保険＞東京都介護サービス情報＞利用者の安全確保にかかる注意喚起＞感染症・食中毒等について

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tyuui/kansen.html)

【東京都感染症情報センターホームページ】

「東京都インフルエンザ情報」 (<http://idsc.tokyo-eiken.go.jp/diseases/flu/>)

【厚生労働省ホームページ】

「平成27年度 今冬のインフルエンザ総合対策について」

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/index.html>)

「インフルエンザ(総合ページ)」

(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/influenza/index.htm)

1)